

# むかわ町鵠川厚生病院の指定訪問看護事業に関する運営規程

## (事業の目的)

第1条 むかわ町が開設する「むかわ町鵠川厚生病院」が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の看護師又は准看護師が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 むかわ町鵠川厚生病院の看護師又は准看護師は、医師の指示に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、全体的な日常生活の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援することとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 むかわ町鵠川厚生病院
- (2) 所在地 勇払郡むかわ町美幸1丁目86番地

## (職員の職種、員数、職務内容)

第4条 事業所に勤務する訪問看護を行う職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
  - (2) 看護職員
- 2 事業所に勤務する訪問看護を行う看護師・准看護師は、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に利用者の状況、希望及び環境の的確な把握に努めながら適切なサービスを提供し、サービスの実施状況及びその評価について診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所が行う訪問看護事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

## (利用料等)

第6条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費として次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、走行距離に基づき1キロメートルにつき 20円（税別）

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

**(通常の事業の実施地域)**

第7条 事業の実施地域は、むかわ町の区域とする。

**(緊急時等における対応)**

第8条 訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、訪問看護担当職員は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うとともに所長に報告しなければならない。

2 主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

**(虐待防止に関する事項)**

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 第3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 第1項に定める委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

**(その他運営についての留意事項)**

第10条 事業所は、看護師・准看護師の質的向上を図るための研修の機会等を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 看護師・准看護師は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護師・准看護師として従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はむかわ町とむかわ町鷗川厚生病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成18年 3月27日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正

令和 7年 4月 1日一部改正